

国立保健医療科学院競争的研究費調査委員会設置運営規程

平成26年6月30日院長伺定

平成27年3月24日一部改正

平成29年6月20日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立保健医療科学院競争的研究費管理・運営に関する規程（平成20年10月30日院長伺定）（以下「管理・運営規程」という。）9の（3）の規定に基づき、競争的研究費調査委員会（以下「調査委員会」という。）の構成その他必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 調査委員会は、以下の業務を行う。

- （1）管理・運営規程2に規定する研究費の使用に関して不正な事実の有無の調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）
- （2）調査結果の最高管理責任者及び配分機関等への報告
- （3）その他調査に伴って必要な事項

(委員の構成)

第3条 調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）次長
- （2）企画調整主幹
- （3）総務部長
- （4）総務部総務課長
- （5）総務部研修・業務課長
- （6）会計又は法律の専門的知識を有する者であって、国立保健医療科学院（以下「当院」という。）の職員以外の者であって、最高管理責任者が指名する者
- （7）その他最高管理責任者が必要と認めた者

2 当院の職員以外の者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員長)

第4条 委員長は、次長をもって充てる。

2 委員長は会務を処理し、委員会を代表する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認める場合、調査委員会を招集することができる。
- 3 委員が所管する部門が、委員会で審議する案件に関係する場合、当該委員はその審議に加わることができない。ただし、委員長が特に認める場合にはこの限りではない。
- 4 委員長は、意見聴取等の必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 前項の出席者は、審議事項について意見を述べることができる。

(調査の手續)

第6条 委員長は、必要がある場合には、総務部研修・業務課研究業務室の職員その他の当院職員に命じて、調査を行わせることができる。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、不正が疑われる研究費の配分機関に報告、協議しなければならない。

(認定)

第7条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(調査結果の報告等)

第8条 調査委員会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者及び研究費の配分機関等に提出しなければならない。

- 2 期限までに調査が終了しない場合には、中間報告を最高管理責任者及び研究費の配分機関等に提出しなければならない。
- 3 調査委員会は、研究費の配分機関から求めがあった場合には、調査終了前であっても、進捗状況等を提出しなければならない。
- 4 調査委員会は、研究費の配分機関から求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 5 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

(秘密保持)

第9条 委員及び調査に携わった者は、調査の内容その他職務を通じて知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課が総務部研修・業務課の協力を得て処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日一部改正)

この規程は、平成27年3月24日から施行する。

附 則 (平成29年 6月19日一部改正)

この規程は、平成29年6月20日から施行する。